

『御製本草品彙精要』編纂の序幕 ——『孝宗実録』弘治16年8月9日の条をめぐる——

土屋 悠子

中央大学大学院文学研究科

明朝(1368-1644)の第10代皇帝孝宗弘治帝は、弘治16年(1503)8月9日、薬典の勅撰官修を命じた。起草の命令が下された当時、勅撰官修本の編纂を司る翰林院と、中央医療行政組織であった太医院の間で、どのように編纂官を選び、書を成すかの議論が行われた。内閣は翰林院二員を主管とし、太医院医官に対して考選を行うことを主張した。一方、それに対して太医院は内閣で組織管理してもらうことを望んだ。議論の結果、太医院が主要な編纂官を選び、薬典編纂を主管することとなった。その薬典は、およそ1年8ヶ月の歳月をかけ、弘治18年(1505)3月3日に皇帝に上表進呈された。皇帝の御製の序が付けられて成ったこの薬典の名前は、『御製本草品彙精要』と言う。

しかしながら、弘治帝に上表進呈された約2ヶ月後、すなわち4月29日に思わぬことに弘治帝は不豫(病氣)にかかり、刊行の詔を出さぬまま翌月5月6日に大漸(危篤)となり、更に翌日5月7日には崩御してしまったのである。この弘治帝の崩御をきっかけとして編纂に当たった太医院医官が弾劾を受けたため、完成した書は日の目を見ぬまま宮中に秘され、1936年に上海の商務印書館で初めて鉛印本が出版されるまでの431年間、ついに世に刊行されることがなかった。そのため、従来の研究においては原本および抄本がどのように宮中から流出して現在の所蔵に至ったかの伝承本の書誌研究が主流をなし、その原本および抄本がどのような編纂経緯で成るに至ったかについては、ほとんど等閑視されてきた。

そのような研究状況の中、2004年に曹暉氏が『本草品彙精要(校注研究本)』(北京:華夏出版社)においてその編纂始末を論じた。しかしながら、曹暉氏は弘治帝崩御後の弾劾事件における太医院医官の自白に基づき、編纂主管にかかる内閣と太医院の議論を双方の大権を巡る争いと解釈した。しかしながらそれは事実無根であった。

皇帝より編纂の勅命が下った弘治16年8月9日の条によると、内閣は翰林院二員を派遣して太医院と共に編纂を行わせるという弘治帝の勅命に従った。編纂事業を行う際、国書編纂に責務を負い、かつ経筵(皇帝への講義)を担っていた翰林院の主管の下で、太医院が編纂を行うのが薬典編纂には最良だと考えられたからである。しかしながら、一方で太医院が独自の編纂計画を打ち出したため、内閣はこれに対して考選を行わせることを条件付けとして皇帝に提案した。弘治帝はこの内閣の提案を許可したものの、その考選条件に対して太医院は編纂の辞退を申し出た。能力不足の医官が考選で試されるのを恐れたためであった。そのため、弘治帝は諭言を撤回して内閣に編纂の主管を命ぜざるをえなかった。機密の政務に忙しかった内閣は、考選を問わず太医院に編纂の全権を委ねることで議論の収束を図った。このようにして、弘治帝が命令した明朝唯一の薬典編纂という事業は、最終的には太医院が全責任をもってあたることとなった。この時、当初命令を受けていた翰林院の編修二員に代わって太医院が主管を担い、医官と儒士・画士47名が編纂官として選出された。

『御製本草品彙精要』編纂の序幕には、曹暉氏が言うような、内閣と太医院が編纂主管の大権を争ったという事実はない。むしろ内閣、太医院が互いにその薬典編纂の重責を譲り合う議論が展開された。しかしながら、最終的に太医院の主管で成った『御製本草品彙精要』は、むなしくも刊行には至らなかった。その理由は、編纂を命じた弘治帝がにわかに崩御してしまったことと、編纂にあたった太医院医官が弘治帝の崩御後の弾劾事件で訴追されたためであった。弘治帝の治病にあたった太医院医官は、弾劾による死罪は免れたものの、『御製本草品彙精要』編纂を通じて畢生の功績として賞賛されるまで、あわれにも431年の時を待たなければならなかったのである。